

平成 29 年度 国の予算編成に対する東京都の提案要求（平成 28 年 11 月）

提案要求先 内閣府・内閣官房・総務省・法務省・外務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省・環境省
・防衛省

都所管局 都市整備局・総務局・環境局・福祉保健局・建設局

（重点事項）

1 米軍基地の整理・縮小・返還の促進

- （１）米軍基地の整理・縮小・返還が促進されるよう必要な措置を講ずること。
- （２）多摩サービス補助施設及び赤坂プレス・センターについて、直ちに返還されるよう必要な措置を講ずること。

<現状・課題>

都内には、現在 7 か所の米軍基地があるが、基地の存在は、都民生活に様々な影響を与えるだけでなく、地域のまちづくりの障害にもなっている。このため、基地の整理・縮小・返還に向けて取り組む必要がある。

<具体的要求内容>

- （１）日米地位協定（第 2 条第 3 項）では、合衆国は、米軍施設及び区域が必要でなくなった場合は日本国に返還しなければならない、そのために必要性を絶えず検討する旨定められている。これを受けて、基地の使用目的や返還の可能性を検討するとともに、地元自治体の意見を聴取し、その意向を尊重の上、基地の整理・縮小・返還に取り組むこと。
- （２）多摩サービス補助施設については、市街地に隣接する貴重な緑地であり、広く都民に開放するため、直ちに返還されるよう取り組むこと。また、赤坂プレス・センターについても同様に取り組むこと。

（以上、都市整備局→外務省・防衛省）

2 横田基地の軍民共用化の推進

横田基地の軍民共用化に関する日米協議を進め、早期実現を図ること。

<現状・課題>

都は、基地周辺地域住民の生活の利便性の向上や経済の活性化に資するよう、軍民共用化を促進してきた。共用化に関する日米協議については、「再編実施のための日米のロードマップ」に位置付けられ、日米のスタディグループによる検討が行われてきたが、現在まで合意に至っていない。

首都圏の空港容量は、2020 年代前半には限界に達することが予測されており、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴う多くの来訪者への対応や、その後の航空需要も見据え、国土交通省の審議会において、横田共用化も含めた首都圏空港機能強化策の検討が行われている。平成 26 年 7 月には「中間取りまとめ」が発表され、「その他の空港の活用等」として横田基地が取り上げられた。

横田基地の民間航空利用は、空港容量の拡大や首都圏西部地域の航空利便性の向上など、首都圏の空港機能を補完し、多摩の振興はもとより、首都圏ひいては日本経済の発展にも資するものである。

<具体的要求内容>

横田基地の軍民共用化については、政府関係省庁と都との「連絡会」を早期に開催し、着実に日米協議を進め、その早期実現を図ること。また、国道 1 6 号など、共用化を進める上で必要となる周辺基盤整備を迅速に推進すること。（都市整備局→内閣官房・外務省・国土交通省・防衛省）

3 横田空域及び管制業務の返還

横田空域及び管制業務の早期全面返還を実現するとともに、同空域の活用により首都圏空域の効率的な運用を図ること。

<現状・課題>

在日米軍が管理する横田空域は、一都九県にわたる広大なエリアに広がっている。「再編実施のための日米のロードマップ」に基づき、同空域の一部については平成20年9月に返還され、羽田空港の容量増加に対応した管制が可能となったところであるが、依然、民間航空機の運航の支障となっている。

例えば、西日本方面から羽田に到着する定期便は、横田空域を避け、房総半島（館山など）まで大きく迂回したルートを通るなど、飛行時間の増大や消費燃料、CO2排出量の増加といった様々な影響が出ている。

より安全で効率的かつ騒音影響の少ない航空交通を確保していくためには、横田空域を全面返還させ、首都圏の空域を再編成し、我が国が一体的に管制業務を行うことが不可欠である。

そこで、既に平成22年5月に検討が完了した“横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件の検討”の結果を明らかにし、それを踏まえ、日米協議を着実に進展させることが必要である。

<具体的要求内容>

日米両政府による“横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件の検討”の結果を明らかにすること。それを踏まえた具体的協議を進め、横田空域及び管制業務の早期全面返還を実現するとともに、同空域の活用により首都圏空域の効率的な運用を図ること。（以上、都市整備局→外務省・国土交通省・防衛省）

4 首都圏におけるビジネス航空受入れの推進

- （1）平時は余裕のある横田基地の滑走路を活用してビジネス航空の受入れを早期に実現すること。
- （2）羽田空港の更なる機能強化に併せて、ビジネス航空の一層の受入れ体制の強化を図ること。

<現状・課題>

ビジネス航空は、グローバルな企業活動に不可欠なビジネスツールとして欧米で広く利用されており、国際ビジネスにおいて、世界の都市間で熾烈な競争が行われている時代にあって、東京ひいては我が国の国際競争力を強化するため、首都圏におけるビジネス航空の受入れを促進する必要がある。

都は、平成22年11月に羽田空港の専用動線確保等や横田基地の活用などを盛り込んだ「首都圏におけるビジネス航空の受入れ体制強化に向けた取組方針」を公表し、国土交通省に提案を行った。

その後、羽田空港については、国際線旅客ターミナルビル拡張に併せてビジネス航空専用動線が平成26年9月に供用開始され、平成28年4月に発着枠の拡大など受入れ体制の強化が図られたところであるが、駐機スポットの増設など更なる利便性の向上が必要である。一方、横田基地の活用については、検討が進んでいない状況にある。

<具体的要求内容>

- （1）平時は余裕のある横田基地の滑走路を活用したビジネス航空の受入れ体制について検討を進めるとともに、日米協議を促進し、早期に実現を図ること。
 - （2）羽田空港の更なる機能強化に併せて、駐機スポットの増設などによる一層のビジネス航空受入れ体制の強化を図ること。
- （以上、都市整備局→内閣官房・法務省・外務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省・防衛省）

(一般事項)

1 日米地位協定及びその運用の見直し

- (1) 基地周辺の生活環境の保全及び安全の確保に係る国内法令(条例を含む。)を施設及び区域に適用する旨を協定上、明記すること。
- (2) 施設及び区域の運用に当たっては、周辺住民の安全確保を優先し、細心の配慮と安全対策を徹底すること。
- (3) 米軍構成員等の規律の保持及び犯罪等の再発防止に努めること。
- (4) 基地周辺の防疫対策に万全を期するため、日本国内と同様の対策が実施できるよう調整すること。
- (5) 災害時の被害を最小限に抑えるため、基地を活用できるようにするとともに、米軍による支援を速やかに受けられるよう、国、自治体及び米軍による連携の枠組みを確立すること。

<現状・課題>

日米地位協定は、日米を取り巻く安全保障体制や我が国の社会経済環境が大きく変化しているにもかかわらず、締結後50年以上も見直されていない。平成27年9月には、日米地位協定の環境補足協定が日米両国政府間で締結されたが、引き続き、日米地位協定及びその運用については、社会状況の変化に対応した見直しを行う必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 基地周辺の生活環境の保全及び安全を確保するため、「水質汚濁防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」などの国内法令を施設及び区域に適用する旨を協定上、明記すること。
また、平成27年9月に締結された日米地位協定の環境補足協定については、実効性のある運用に努めること。(都市整備局・環境局→外務省・環境省・防衛省)
- (2) 施設及び区域の運用に当たっては、周辺住民の安全確保を優先し、住民に不安を与えることのないよう、細心の配慮と安全対策を徹底すること。
特に、米軍機の飛行について、特例法により適用除外とされている航空法第81条の規定(飛行時の最低安全高度)を適用するとともに、航空機の万全な整備点検、危険物の輸送管理、訓練時の安全対策の徹底を明記すること。
- (3) 米軍構成員等による犯罪、交通事故を防止し、住民の不安の解消を図るため、規律の厳正な保持、教育訓練の徹底、警らの強化等適切な措置を講ずること。
また、再発防止策の徹底を行うとともに、地元自治体の意向も踏まえながら、引き続き、日米両国政府において更なる再発防止策を講ずること。(以上、都市整備局→外務省・防衛省)
- (4) 基地周辺の防疫対策に万全を期するため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を施設及び区域に適用する旨を、協定上、明記すること。(都市整備局・福祉保健局→外務省)
- (5) 都の防災訓練に米軍が参加してきた実績及び東日本大震災において実証された災害時の米軍の有用性を踏まえて、災害時における基地の活用や米軍の資機材及び人員の支援など、米軍との円滑な連携を図るための実効性のある仕組みづくりを行うこと。(都市整備局・総務局→内閣府・外務省・防衛省)

2 基地周辺の生活環境整備対策

- (1) 基地周辺の航空機騒音について、日米合同委員会の合意事項の厳守などにより、その軽減を図ること。
- (2) 基地周辺の生活環境整備対策を拡充すること。

<現状・課題>

都が実施している航空機騒音調査によると、横田飛行場及び厚木飛行場周辺において、環境基準を達成していない地域がある。

国は、基地の設置・運用により生じる障害の防止等のため、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づく施策を講じているが、基地周辺の生活環境整備や民生安定を図る上で十分とはいえない。

<具体的要求内容>

- (1) 「横田飛行場及び厚木飛行場周辺における航空機騒音の軽減措置」に関する日米合同委員会の合意事項の厳守を米軍に申し入れること。特に、22時から6時まで飛行訓練等を行わないことを徹底するとともに、夜間・早朝において制限時間の拡大を図ること。また、土・日曜日、日本の祝日、盆、年末年始、入学試験時期等特別な日の飛行訓練等を極力行わないよう対策をとること。
- (2) 航空機の点検等に伴い発生する騒音について必要な防音措置をとること。
(以上、都市整備局・環境局→環境省・防衛省)
- (3) 住宅防音工事について、対象区域・施設を拡大すること。また、新たに対象となった区域においては早急に全ての希望する世帯へ助成を行うこと。特に、第一種区域に係る指定値の見直しを図るとともに、区域の告示日以降に建設された住宅についても防音工事助成の対象とすること。(都市整備局・環境局→財務省・環境省・防衛省)
- (4) 障害防止工事及び民生安定施設における防音助成の採択基準の見直しや補助対象の拡大等、基地周辺対策を充実強化するとともに、特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額等、基地周辺対策関係予算を拡充すること。(都市整備局→財務省・環境省・防衛省)
- (5) 航空機の低騒音化技術開発及び低騒音機の使用を促進するよう、米軍に申し入れること。(都市整備局・環境局→環境省・防衛省)
- (6) 基地が密集した市街地にあることによる住民への負担を考慮し、新しい交付金制度を検討すること。
(都市整備局→財務省・環境省・防衛省)

3 基地における環境対策の推進

基地における環境対策の推進を図ること。

<現状・課題>

米軍基地の環境管理に関しては、米軍が定める「日本環境管理基準」が適用され、日米合同委員会の環境分科委員会で協議されることとなっているが、米側のデータについては自治体に提供されていない。

一方、基地ではこれまで度々燃料等の漏出事故が発生している(横田基地:平成19年に約1,480ガロンの燃料漏れ、平成5年に約18,000ガロンの燃料漏れ、平成11年～平成18年の間に90件の有害物質漏れなど)。こうした事故や汚染物質の排出は、周辺住民等の生命、健康に重大な影響を与える可能性があるため、国及び米軍は、自治体へ情報提供を行うとともに、適切な環境対策を講ずる必要がある。

また、基地の運用に当たり、地球温暖化防止対策を推進する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 基地周辺の大気汚染などの防止を図るため、基地内に設置されている関連施設の設置概要や汚染物質等の排出状況について、情報提供を行うとともに、地元自治体職員が立入りを希望した場合は、速やかに応ずるなど環境対策の推進を図ること。(都市整備局・環境局→外務省・環境省・防衛省)
- (2) 基地内での燃料等の漏出を未然に防止するため、施設等の万全な整備、点検及び適切な運用を行うこと。
また、漏出事故発生の際は、米軍から提供された情報を含め、地元自治体に速やかに情報提供を行うとともに、周辺住民の安全確保を優先し、適切な対策をとること。(都市整備局→外務省・環境省・防衛省)
- (3) 基地の運用に当たっては、地球温暖化防止の観点から、効果的な二酸化炭素排出削減対策を行うこと。(都市整備局・環境局→外務省・環境省・防衛省)

4 地元自治体への財政支援

地元自治体への財政措置を強化すること。

<現状・課題>

国は基地の所在する市町村に基地交付金及び調整交付金を交付しているが、予算措置等が十分でない。また、再編交付金の交付期間は平成28年度までであるが、交付期間終了後も基地周辺住民に与える影響は変わらないことから、これに代わる新たな財政支援を措置する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 基地交付金(国有提供施設等所在市町村助成交付金)は、対象資産に対する固定資産税相当額(対象資産価格に100分の1.4を乗じた額)が交付できるよう、また、調整交付金(施設等所在市町村調整交付金)は、米軍資産に対する固定資産税相当額(対象資産価格に100分の1.4を乗じた額)及び地方税非課税相当額が交付できるよう、予算を増額すること。なお、地方税の代替措置という性格や基地対策という特殊性に鑑み、一般行政施策と同列視することなく取り扱うこと。
- (2) 基地交付金について、国が買い入れた飛行場周辺の指定区域の土地等を対象資産とすること。
- (3) 財源超過団体に対する減額措置を廃止すること。(以上、都市整備局・総務局→総務省・財務省)
- (4) 新たに国有提供施設の資産が増えた場合(既に米軍が使用している場合を含む。)は、日米合同委員会における提供合意を早急に行うこと。(都市整備局→外務省・防衛省)
- (5) 「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」に基づく再編交付金の交付期間は平成28年度までであるが、交付期間が終了後も基地周辺住民に与える影響は変わらないことから、これに代わる新しい交付金制度を創設すること。(都市整備局→防衛省)

5 米空母艦載機着陸訓練等

- (1) 横田飛行場及び厚木飛行場において米空母艦載機着陸訓練を実施しないこと。
- (2) 厚木飛行場の米空母艦載機の移駐を早期に実現すること。

<現状・課題>

米空母艦載機着陸訓練(FCLP)は、航空機の騒音や事故への不安など、周辺住民の平穏で安全な生活を妨げている。

平成3年から、暫定措置として硫黄島で実施されているが、天候等の事情により実施できない場合、厚木飛行場等を使用して実施する旨の通告を受けている。

厚木飛行場においては24年度に騒音の著しいジェット戦闘攻撃機を含む空母艦載機によるFCLPが行われ、昼夜を問わず激しい騒音が発生したため、町田市など周辺住民から多くの苦情が寄せられた。

<具体的要求内容>

- (1) 航空機騒音や事故に対する住民の不安を解消するため、今後、横田飛行場及び厚木飛行場における米空母艦載機着陸訓練を実施しないこと。
- (2) 「再編実施のための日米のロードマップ」に位置づけられた空母艦載機の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐が平成26年から29年に延期されることとなった。移駐の早期実現に向け、施設整備等を着実にを行うとともに、進捗状況等について、引き続き地元自治体へ情報提供を行うこと。

(以上、都市整備局→外務省・防衛省)

6 CV-22オスプレイ配備に係る十分な説明等

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 地元自治体や周辺住民に対して十分な説明責任を果たすこと。(2) 安全対策の徹底と環境への配慮等を米国に働きかけること。 |
|--|

<現状・課題>

平成27年5月、米国が平成33年までに計10機のCV-22オスプレイを横田基地に配備する計画であり、最初の3機を平成29年後半に配備するとの説明があった。また、平成27年10月には、配備・運用に伴う環境への影響を予測・評価した「CV-22の横田飛行場配備に関する環境レビュー」の内容について説明を受けた。

CV-22オスプレイの配備によって、騒音や安全性に係る著しい悪影響はないとのことであるが、配備や運用に際しては、地元住民の生活への最大限の配慮が必要であり、安全性を最大限確保し、地元を与える影響を最小限にとどめることが求められる。

<具体的要求内容>

- (1) 国の責任において、都をはじめ地元自治体や周辺住民に対して迅速かつ正確な情報提供を行うなど、十分な説明責任を果たすこと。
- (2) 日米合同委員会合意を遵守するなど、安全対策を徹底するとともに、騒音軽減など環境への配慮等を米国に働きかけること。

(以上、都市整備局→外務省・防衛省)

7 情報提供及び意見聴取

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 施設の新・増設など基地機能の大幅な変更に際しては、あらかじめ地元自治体の意見を聴取し、その意向を尊重すること。(2) 基地の管理及び運用に伴い、周辺住民に影響を与える事柄については、事前に地元自治体に情報提供を行うこと。 |
|---|

<現状・課題>

米軍基地の設置、管理及び運用については、周辺住民に大きな影響を与える可能性があるため、十分な情

報提供等により、周辺住民や自治体の理解を得ることが不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 施設の新・増設など基地機能の大幅な変更に際しては、十分な情報の提供を行うとともに、事前に自治体の意見を聴取し、その意向を尊重すること。
- (2) 基地の管理及び運用に伴い、周辺住民に影響を及ぼすような訓練や飛行の実施に関する情報は、事前に提供すること。
- (3) 日米合同委員会の合意事項については、速やかに公表すること。

(以上、都市整備局→外務省・防衛省)